

## 第1章 総則

### 第1 趣旨

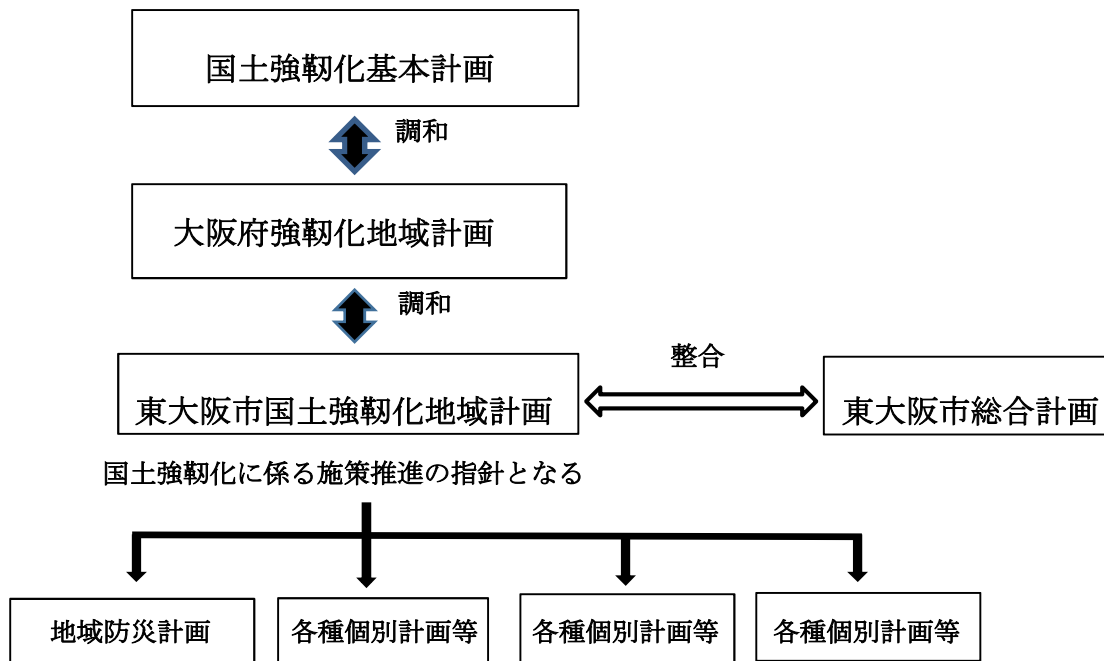
市では、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第42条の規定に基づき、「東大阪市地域防災計画」を策定するとともに、「東大阪市業務継続計画」など防災関連計画等により、市域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興対策等、市民の生命、身体及び財産の保護に取り組んでいる。

国では、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「基本法」という。）が公布・施行され、同法律に基づき、翌年6月「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくりを推進している。

また、基本法において、地方公共団体も基本計画と調和する形で、大規模自然災害等に備え、地域の状況に応じた施策等を総合的に推進するための枠組みが整備された。

このような状況の下、本市では、平成30年（2018年）6月の「大阪府北部を震源とする地震」、7月の豪雨、9月に襲来した台風21号の教訓、また近い将来高い確率で発生が懸念される南海トラフ地震への対応を踏まえ、自然災害によって致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し成長を持続することができるだけの「しなやかさ」を併せ持った地域・社会づくりを進めるため、基本法第13条に基づき、「東大阪市国土強靱化地域計画」を策定する。

## 第2 計画の位置づけ



本計画は、国の「国土強靱化基本計画」及び「大阪府強靱化地域計画」との調和を確保し、また本市総合計画との整合を図る。また、基本法第14条に基づき、国土強靱化に係る事項については、本市の他の個別計画等の指針となる。

## 第3 期間

計画期間は、令和2年度から12年度までの11ヵ年とする。

なお、国土強靱化基本計画や大阪府強靱化計画との調和、また今後の社会・経済情勢等を考慮し本市のレジリエンスに資する新たな取組み等の必要が生じた場合など、PDCAサイクルを通じて計画期間中においても随時見直しを行う。

## 第2章 東大阪市の特性

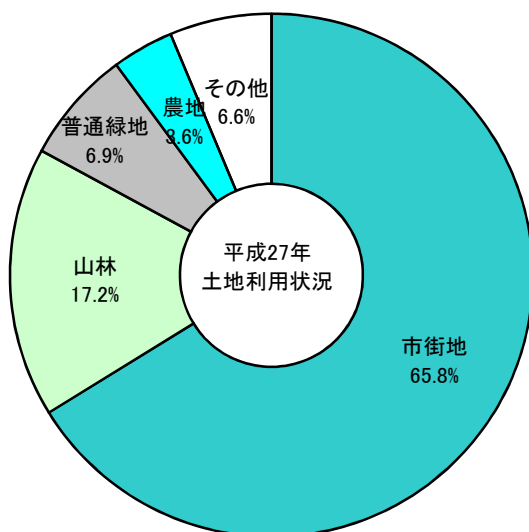
### 第1 市 勢

#### 1. 人 口

本市の人口は、令和2年国勢調査で、493,940人であり、近年僅かながら減少傾向が続いている。

#### 2. 土地利用

市域61.78km<sup>2</sup>のうち67.2%が市街地、16.7%が山林、6.9%が普通緑地、3.0%が農地となっている。



市 街 地：一般市街地、商業業務地、工業地、集落地

山 林：山林

普通緑地：公園・緑地、社寺敷地・公開庭園、学校、墓地

農 地：田・休耕地、畑

そ の 他：水面、低湿地・荒蕪地、公共施設、道路・鉄軌道敷、その他空地

#### 3. 東大阪市の歴史

生駒山のふもとから河内平野に広がる東大阪市の歴史は、今から数万年前、旧石器時代に始まり、当時の気候は寒冷で現在の大阪湾に海水はなく平野が広がり人々が生活していた。

縄文時代、氷期が終わり気温の上昇とともに海水面が上昇し、市域の大部分は河内湾の海底に沈み、市域の人々の生活の舞台は生駒の山すそとなった。その後、川から運び込まれた土砂が堆積し、弥生時代以降、河内湾は河内湖へと姿を変え、河内平野が形成され、人々の生活の舞台が平野部分へと広がり、江戸時代初期には市域はほぼ現在と同じ地形となった。

江戸時代、旧大和川は南から北にいく筋にも分かれて河内平野を流れ、それらは天井川でたびたび堤切れを起こし、また流れ込み先である北部の池も土砂の堆積によって多量の水を貯留できない池沼と化していたため、流域では大雨が降るたびに洪水に悩まされていた。そのため市域の人々がたび重なる請願を行い、幕府は宝永元年（1704）大和川の流路を西に変更する付替え工事を実施した。大和川の付け替えにより広い旧川床や沼沢は埋め立てられ市域には複数の新田が開発され、木綿の栽培が盛んとなり、山麓地帯では谷川を利用した水車動力による胡粉、薬種、伸線などの製造が行われた。

大正3年、生駒トンネルの完成により大阪電気軌道（現近鉄奈良線）が開通すると、地理的条件を生かし、野菜、花など都会向け作物がつくられ始め、セルロイド、金網などの地場産業が進出し、近郊住宅地としても注目されるようになった。昭和10年代には、従来の地場産業の発展を基盤としつつ機械・金属工業が立地し始め、現在の製造業集積の素地が形づくられた。

第二次世界大戦後、隣接する大阪市の都市機能の中に組み込まれ、商業、工業、住宅の適地として変容し、高度経済成長期には人口の急速な集中と市街化の進行とともに、工場数も急増し、現在の高度な技術力を誇る中小企業が集積する日本有数の「モノづくりのまち」として発展した。

昭和42年2月1日、布施、河内、枚岡の3市合併により東大阪市が誕生し、昭和45年には大阪中央環状線、築港枚岡線が開通し、大阪外環状線とならび本市の主要幹線道路となっている。また現在では、自動車専用道路として南北に近畿自動車道、東西には第二阪奈道路に直結する阪神高速東大阪線が走り、鉄道等についても、近鉄奈良線・大阪線・けいはんな線、JR 学研都市線・おおさか東線、大阪メトロ中央線の鉄軌道網が整備され、本市は近畿圏の各都市を結ぶ交通の要衝である。

令和元年、全国高校ラグビーあこがれの聖地「花園ラグビー場」において、ラグビーワールドカップ2019日本大会の4試合が開催され、さらに個性豊かで魅力あふれるまちづくりを推進している。

## 第2 自然的条件

### 1. 地 勢

大阪府東部の内陸部に位置し、西は大阪市に、南は八尾市に、北は大東市に隣接し、東は生駒山を境に奈良県と接している。

市域は、東西11.2km、南北7.9km、面積は61.78km<sup>2</sup>である。

地形は、生駒山地の傾斜地を除いて大部分が起伏の少ない標高5m前後の平坦部が広がっており、市域の南から北に第二寝屋川、恩智川、玉串川、長瀬川の主要な河川等が流れ、寝屋川を経て大阪湾に注いでいる。

方位	地名	経度	方位	地名	緯度
最東	山手町	東経 135° 40' 54"	最南	大蓮東4丁目	北緯 34° 37' 44"
最西	足代1丁目	東経 135° 33' 35"	最北	加納6丁目	北緯 34° 42' 04"

資料:国土地理院「日本の市区町村 位置情報要覧」

### 2. 気 候

本市は、わが国中央部に位置し、瀬戸内性気候に属している関係から、気候は概して温暖で年平均気温は17℃前後である。平成30年から令和4年の過去5年間における最高は38.9℃、最低は-2.5℃となっている。風向は、大阪湾から時折西寄りの強い季節風が吹くことがあるが、おおむね北東ないし西の風が多く、過去5年間の平均風速は2.4mである。降雨量は、過去5年間における年平均1,492.9mm/年で、令和4年は、9月が最も多く180.5mm/月、次に多かった7月は174.0mm/月を記録している。

(気象庁資料から、本市に隣接する北緯34° 40.9'、東経13° 31.1' 地点の気象データに基づく)

### 3. 地 質

市域の地質について、低地部は未固結の砂や粘土からなる沖積層が表層部を被覆している。山麓部は段丘堆積物や扇状地堆積物等で被われ、山地は基盤岩で領家複合岩類の花崗岩等で構成されている。

#### (1) 低地部

低地部は、縄文海進時(約4,000~6,000年前)以降に堆積した沖積層が最大層厚20m以上で分布する。なお、砂と泥よりなる沖積層は、一般に細粒分に富み含水比が高く、また、粘土層は非常に軟弱で標準貫入試験値が0という所が多く、地盤沈下等の素因となっている。

(2) 山麓部

山麓部は、生駒山地より押し出された土石流堆積物や扇状地性堆積物が広く分布しており、砂礫や粘土混り砂を主体とした地盤を構成する。

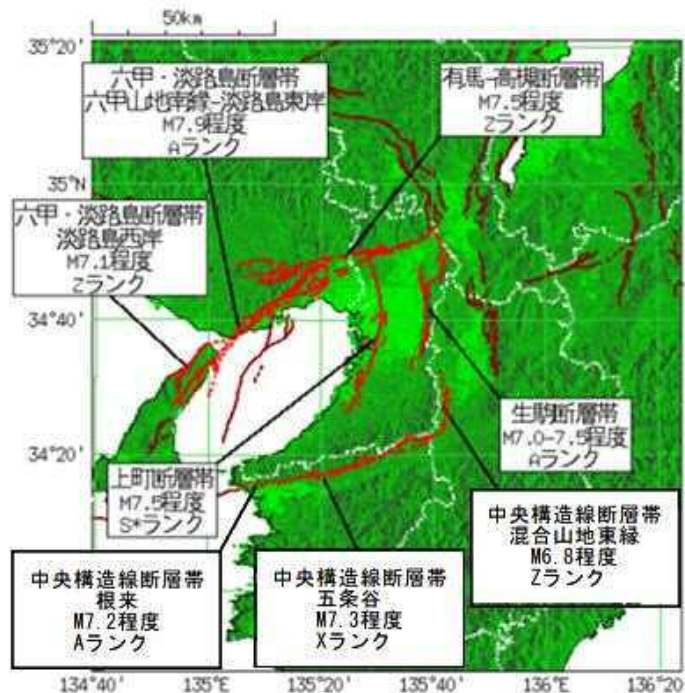
(3) 山地

領家複合岩類の主として粗粒花崗岩よりなり、生駒山頂部には斑レイ岩が分布する。本市周辺には多数の活断層が存在しており、本市山地部及び山麓部を南北には、生駒断層が縦走している。

4. 活断層

本市周辺には多数の活断層が存在しており、本市山地部及び山麓を南北に生駒断層が縦走している。「生駒断層帯の評価」（平成13年5月15日地震調査研究推進本部）によれば、生駒断層は、生駒断層帯（枚方市から羽曳野市までのほぼ南北に延びる全長約38kmの断層帯）を構成する5つの断層（北から田口断層、交野断層、枚方断層、生駒断層、誉田断層）のうち中央部に位置している。

大阪府周辺の活断層



地震調査研究推進本部による活断層をランクごとに表示。（大阪管区气象台提供）

地震発生可能性を表すランクについて

Sランク（高い）：30年以内の地震発生確率が3%以上

Aランク（やや高い）：30年以内の地震発生確率が0.1～3%

Zランク：30年以内の地震発生確率が0.1%未満

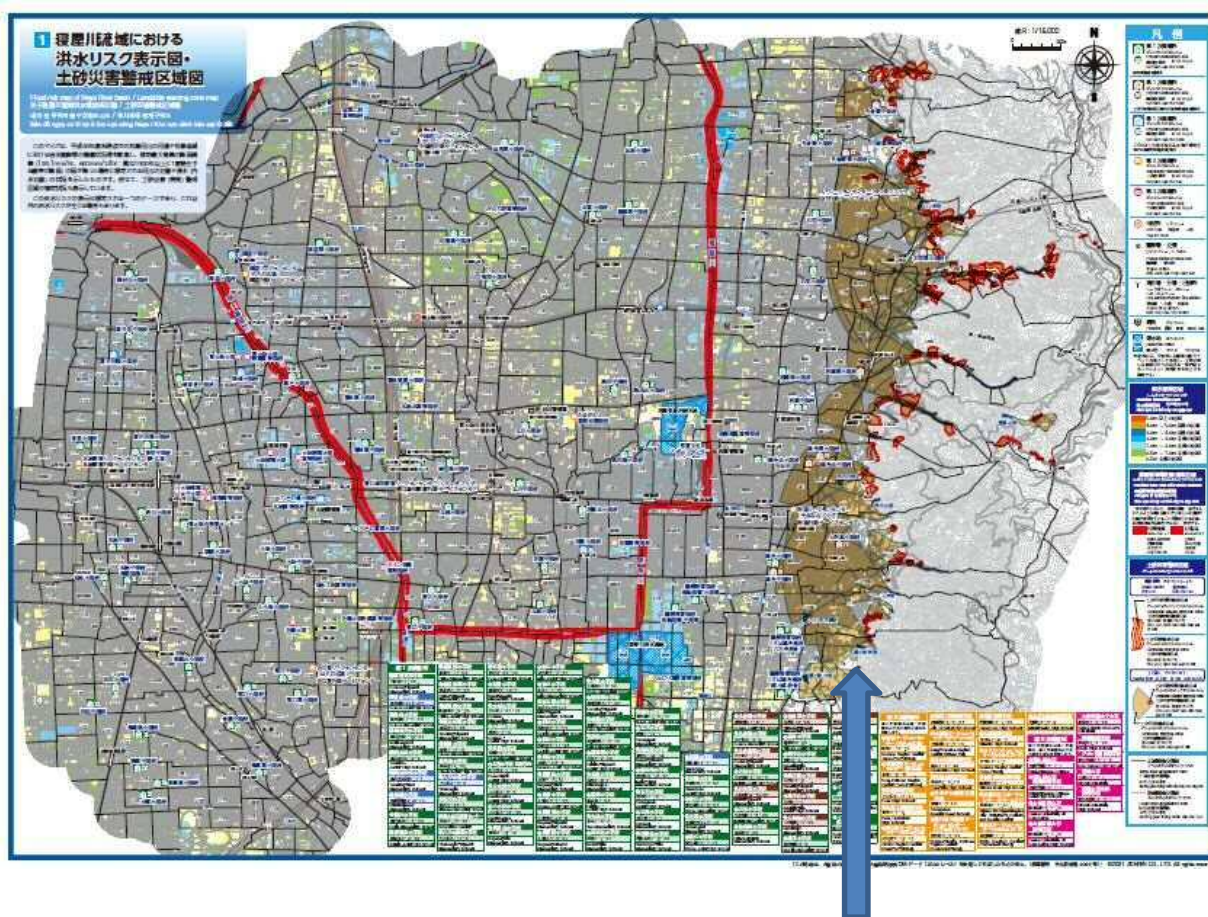
Xランク：地震発生確率が不明（過去の地震のデータが少ないため、確率の評価が困難）

\*は切迫度を表し、地震後経過率0.7 以上のときに付記する。

(リーフレット「活断層の地震に備える-陸域の浅い地震」近畿地方版 文部科学省・気象庁作成より提供)

### 5. 土砂災害警戒区域

市域東部に位置する生駒山麓部一帯は、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域に指定されており、一部には急傾斜地崩壊危険箇所が存在しており、雨水の浸透や地震等によるがけ崩れなどの土砂災害発生の可能性がある。



東部地域一帯は土砂災害警戒区域等に指定され土砂災害の発生が想定される

### 第3 大規模自然災害により想定される被害

#### 1. 地震による災害

大阪府では活断層による直下型地震及び海溝型地震を想定し、下表に示すとおり（府全体の）被害が想定されている。

府内全域の活断層及び海溝型地震による被害想定（府実施）

項目		想定地震	生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
地震の規模	マグニチュード		7.3～7.7	9.0～9.1	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1
	震度		4～7	5弱～6強	4～7	4～7	3～7	3～7
建物全半壊棟数	全壊		275,316棟	179,153棟	362,576棟	219,222棟	85,700棟	28,142棟
	半壊		244,221棟	458,974棟	329,455棟	212,859棟	93,222棟	41,852棟
出火件数			176(349)件	272件	268(538)件	127(254)件	52(107)件	7(20)件
死傷者数	死者		9,777人	133,891人	12,728人	6,281人	2,521人	338人
	負傷者		101,294人	21,972人	148,833人	90,547人	45,905人	16,194人
罹災者数			1,900,441人	-	2,662,962人	1,514,995人	743,066人	229,628人
避難者生活者数			569,129人	1,915,224人	813,924人	454,068人	217,440人	66,968人
ライフライン	停電		886,814軒	2,341,756軒	2,003,019軒	601,271軒	408,322軒	147,911軒
	ガス供給停止		1,420千戸	1,154千戸	2,931千戸	1,276千戸	642千戸	83千戸
	水道断水		489,6万人	832万人	544.6万人	372.0万人	230.0万人	110.5万人
	固定電話不通（加入者数）		447,174	1,415,000	913,031	417,047	171,112	78,889

（大阪府自然災害総合防災対策（地震被害想定）報告書（平成18年度）より）  
 ※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

注）出火件数は地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会による推計

また府では、府内全域に及ぶ被害想定とともにこれを市町村ごとに想定しており、以下の表が本市に係る想定である。



東大阪市内における被害の想定（府実施）

想定地震		生駒断層帯地震	南海トラフ巨大地震	上町断層帯地震 A	上町断層帯地震 B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震
項目	全壊棟数	64,328棟	11,142棟	29,919棟	5,559棟	660棟	649棟
	半壊棟数	34,924棟	36,627棟	30,856棟	10,624棟	1,570棟	1,506棟
建物被害計		99,252棟	47,769棟	60,775棟	16,184棟	2,230棟	2,155棟
炎上出火件数		47(94)件	19件	13(27)件	1(3)件	0(0)件	0(0)件
死者		2,364人	72人	577人	25人	0人	0人
負傷者		7,999人	3,300人	8,169人	2,940人	408人	336人
罹災者数		336,011人	40,625人	193,018人	47,452人	6,988人	6,026人
避難所生活者数		97,444人	24,375人	55,976人	13,762人	2,027人	1,748人
ライフライン	停電	216,740軒	9,090軒	102,827軒	16,917軒	2,772軒	2,630軒
	ガス供給停止	236千戸	36千戸	236千戸	32千戸	0千戸	0千戸
	水道断水	44.6万人	27万人	30.3万人	15.6万人	8.3万人	3.5万人
	固定電話不通 (加入者数)	94,136	8,024	12,551	12,551	6,973	6,973

(大阪府自然災害総合防災対策(地震被害想定)報告書(平成18年度)より)

※南海トラフ巨大地震は、「大規模地震の想定被害」平成25年度公表

注) 出火件数は地震後1時間の件数( )は1日の件数

死者、負傷者数は建物被害・火災・交通被害によるものの合計

### (1) 生駒断層帯地震(内陸型地震・直下型地震)

生駒断層帯地震は、平成7年1月の阪神淡路大震災、平成30年6月の大阪府北部地震と同じく内陸型地震・直下型地震である。本市東地域を南北に縦走している生駒断層帯のずれによる地震であり、本市では最大震度7が想定され、上記表に示される地震のうち、本市に最も大きい影響を及ぼすものである。

本市では、この生駒断層帯地震の想定結果に基づき、地域防災計画において避難場所や避難所の整備、緊急物資の整備等を行っている。

### (2) 南海トラフ巨大地震(海溝型地震)

南海トラフ地震は、概ね100~150年間隔で繰り返し発生しており、前回の南海トラフ地震(昭和東南海地震(1944年)及び昭和南海地震(1946年))が発生してから70年以上が経過した現在では、次の南海トラフ地震発生の切迫性が高まってきている。(気象庁ホームページから)

南海トラフ沿いで発生する地震に対しては、平成25年12月に南海トラフ地震に係る地震

防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）が議員立法により改正・施行され、南海トラフ法に基づき、平成26年3月、震度6弱以上の地域や津波高3m以上で海岸堤防が低い地域等を「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定（1都2府26県707市町村）されている。

市では、最大震度6弱が想定されており、当該推進地域（指定要件：震度6弱以上となる地域）に指定されている。

地震調査研究推進本部が発表した長期評価（平成26年4月）によると、地震発生確率（30年確率）は70～80%であり、近い将来高い確率で発生することが想定され、本市では、地域防災計画において「南海トラフ地震防災対策推進計画」を策定し、地震による被害を最小限に軽減するための措置を講じ、市民の生命・身体及び財産の確保に努めている。

### 2. 台風による災害

本市が位置する寝屋川流域における台風の被害は、第二室戸台風（昭和36年9月16日：中心気圧925ヘクトパスカル、最大風速60メートル、室戸岬で最大瞬間風速84.5メートル）によるものが最大で、床上浸水7,673戸、床下浸水9,064戸が挙げられる。この台風による被害は、台風が本市西側の大阪湾を北上し、強い暴風雨と高潮によって発生したものである。

現在、寝屋川河口の安治川大水門・尻無川大水門・木津川大水門の完成等によって、寝屋川からの高潮災害は防がれている。しかしながら、寝屋川流域の約3/4は雨水が自然に河川に流れ込まない内水域であり、さらに雨水の出口は寝屋川の京橋口1ヶ所であるため、内水氾濫が発生する可能性があるのと同時に外水氾濫の発生可能性もあることから、第二室戸台風と同等の規模の台風を想定している。

注) 外水氾濫：河川堤防からの越水、破堤等による氾濫

内水氾濫：下水道排水ポンプ等の能力以上の降雨があった場合の排水不良による浸水

### 3. 集中豪雨による災害

国は「都市型水害に関する緊急提言（平成12年11月9日）」を公表し、平成13年7月には、洪水予報河川制度の拡充や浸水想定区域制度の創設および洪水ハザードマップ作成の推進などを骨子とした水防法の改正を実施した。大阪府は諮問機関として「大阪府都市型水害対策検討委員会」を設置し、寝屋川流域における浸水予測（シミュレーション）を実施した。

本市においては、このシミュレーションの想定条件である東海豪雨水害と同等の規模を想定している。

### 4. 土砂災害

平成25年9月15日から16日の台風第18号による大雨（連続雨量251mm）により、善根寺町6丁

## 第2章 東大阪市の特性

目で崖くずれが発生し、阪奈道路が通行止めとなり、崖崩れの対象地域に避難指示を発令した。幸いにして負傷者はなかったものの、全壊家屋1棟、半壊家屋1棟の被害が発生した。

また、その後も平成29年10月の台風21号、平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により、善根寺町6丁目、日下町8丁目、五条町、上六万寺町などで崖くずれが起こり、被害が発生した。

豪雨により発生可能性がある、生駒山地、山麓地域の急傾斜地崩壊危険箇所及び建築基準法で定められる災害危険区域での崖くずれ、土石流危険溪流からの土石流、山地災害危険地区からの土砂流出や山腹の崩壊、宅地造成工事規制区域における崖くずれや土砂の流出を想定している。また、地震による上記の崖くずれ、山腹の崩壊を想定している。

## 第4 過去の主な災害

### 1. 地震による災害

年月日	マグニチュード	震源	被害状況他
1510年 1月28日	6.5～ 7.0	大阪府八尾市 八尾空港付近	河内の常光寺・剛琳寺（葛井寺）が本堂・塔をはじめとする伽藍が悉く潰れ、西琳寺塔婆倒壊、摂津の四天王寺の石の鳥居・金堂の本尊も大破。大阪の浦々高潮により、人家損失・溺死者あり。余震70余日続く。藤井寺市誉田山古墳（応神天皇陵）をよぎる断層はこの地震によるものと考えられる。
1596年 9月5日	7.5	東大阪市若江 南町付近	京都三条より伏見に至る間の被害が多く、特に修理中の伏見城が倒壊して500余人が圧死。諸社寺・民家の倒壊も多く、死傷者も多かった。堺では亡くなった者が600人以上におよび、通りは人家・壁・屋根・寺院その他の建物が倒壊したため塞がれて通行できない有様であったという。京都では東寺・天龍寺・二尊院が倒壊。奈良でも諸寺が倒壊。大阪・神戸でも民家の倒壊が多く、近江の栗田郡葉山村（現在の栗東町）でも民家の倒壊が多く死者が多かった。高松でも山崩れ・地割れが起こる。余震は翌年5月まで続いた。 震源といわれる東大阪全域全体の被害状況は不明。有馬一高槻構造線活断層にかかる地震という節もある。
1605年 2月3日  (慶長9年 12月16日)  慶長地震	7.9	駿河湾沖・紀 伊水道沖	津波は犬吠崎から九州に至る太平洋岸に押し寄せ、八丈島では57人が流死、浜名湖近くの橋本では100のうち80戸が流失し死者多数。紀伊半島西岸の広村では1700のうち700戸が流失、阿波の鞆浦では死者100余人、宍喰では死者1500余人、土佐甲浦では死者350余人、室戸岬付近では400余人、土佐清水の三崎では153人が死亡した。鹿児島島の薩摩半島にも大波が打ち寄せた。地震そのものより津波の被害が多かった。二つの地震が同時に起こったとする考え方と、東海沖の一つの地震とする考え方がある。

<p>1707年 10月28日  (宝永4年 10月4日)  宝永地震</p>	<p>8.4</p>	<p>紀伊半島沖</p>	<p>我が国最大級の地震の一つ。家屋倒壊地域は、駿河中央部・甲斐西部・信濃・東海道・美濃・紀伊・近江・畿内・播磨・加賀・越中、および中国・四国・九州に及ぶ。地震の被害は東海道・伊勢湾・紀伊半島で最もひどく、静岡県袋井で全滅、浜松・四日市では半分が倒壊、名古屋城ではところどころ破損・地割れあり、海岸では地割れから泥を噴出した。紀伊田辺では被災家屋411戸中、全壊138、大破119、残りの154は流失し、死者20人。徳島では630戸倒壊。大阪では家屋倒壊1,000余、橋の崩落50余、死者500余、他に溺死1万余という。筑後でも家屋倒壊・死者があった。</p> <p>津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸及び大阪湾・播磨・伊予・防長・八丈島を襲った。土佐では被害が多く流失家屋1万1,167、家屋倒5,608、破損家屋1,000余、死者1844、不明926さらに流破損船768であった。紀伊でも津波の被害が大きく広村では総戸数約1,000のうち700戸流失、150戸破損、死者292人、尾鷲では641戸流失、530余人死亡、伊豆の下田では流失・全壊857、半壊55、死者11、流破船215であった。道後温泉・紀伊の湯の峯・龍神温泉の湯が止まった。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時に起こったと考えられている。全体としての被害はつかみにくいながらも死者2万余、流失家屋約2万、倒壊家屋約6万、半壊1万、破損4万、蔵被害2,000、船の流破3,000余、田畑潰れ30万石以上と思われる。</p> <p>午後12時半過ぎ強烈な地震が襲い、大阪では家屋1774軒が崩壊し、男女541人が水溺し、橋梁45ヶ所が墜落または破損した。</p> <p>旧布施市（現東大阪市）小若江村、長田村大方の崩壊件数は次のとおり。</p> <p>小若江村：潰家23軒、潰同前家10軒、半潰家18軒 長田村：崩壊家数38軒、内、地藏堂1軒、居宅36軒、蔵1軒</p>
---	------------	--------------	--

<p>1854年 6月14日</p>			<p>午前2時頃、伊賀・伊勢・大和・近江一帯にM6.9 翌15日午前6時頃までに前後20数回の中地震が起こり、さらに翌16日にまたまたかなり大きい地震が続発した。その後7月、閏7月にかけて50日ほどの間、折々余震があった。</p> <p>東大阪市と周辺の様子は、倒家軒数：吉田村6、吉田村下嶋2、松原村5、水走村7、加納村18、河内村15、三箇七郷21、八ヶ新田村(本教寺本堂 武兵衛内20帖土蔵納屋)、弓削村18、八尾近在万願寺村7、福万寺村8。</p>
<p>1854年 10月28日</p>			<p>午前6時30分 大地震。 東大阪市域の意岐部村新家村で倒壊、半潰家屋あり。東六郷村加納では小学校校舎倒壊(北宮小学校「学校沿革誌」)。若江鏡神社の鳥居が地上2~3mのところから折れる。</p>
<p>1854年 12月23日 (11月4日)  安政東海地震</p>	<p>8.4</p>	<p>遠州灘沖</p>	<p>被害は関東から近畿におよび、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸がひどかった。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに大きくした。この地震による家屋の倒壊・焼失は約3万戸、死者は2,000から3,000人と思われる。</p>
<p>1854年 12月24日 (11月5日) 安政南海地震</p>	<p>8.4</p>	<p>紀伊水道沖</p>	<p>安政東海地震の32時間あとに発生。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく串本で15m。地震と津波の被害の区別が難しいが、死者数千人。東海道・東山道・南海道に関東大震災(M7.9)に匹敵する大地震発生した。</p> <p>東大阪市域全体の被害状況は不明であるが、一部以下のとおり 午前8時頃大地震があり、それより折々中震。翌5日、6日にかけて20~30回も余震が続いた。近江堂村は潰家として建家8ヶ所等、金岡新田は大破の建物1カ所等 新家村、菱江村では龍野役所に大地震筆記帳を提出しており、ほかに近在の村々について以下のとおりで、このような災害を受け、農民一同途方にくれていると報告あり。 各村倒家数：御厨9、長田10、西堤5、稲田5、川俣3、中小坂16、荒本1、横枕2、岩田18、西岩田9、若江・上若江・下若江 合計9、吉田村本郷5、吉田村新家9、吉田村下嶋12、稲葉3、菱江・角田 合計17、加納30</p>

1891年 10月28日 濃尾地震	8.0	岐阜県北西部 の本巣郡根尾 村付近	<p>仙台以南の全国で地震を感じた。わが国の内陸地震としては最大のもの。建物全壊14万余、半壊8万余、死者7,273人、山崩れ1万余。</p> <p>1892年1月3日、9月7日 1894年1月10日の余震でも家屋破損などの被害があった。午前6時39分から7分間、激しい地震。主に水平動であったため、倒壊家屋は少なかった。</p> <p>東大阪市区では、住家の全壊が河内郡13戸、若江郡16戸、渋川郡10戸</p>
1936年 2月21日 河内大和地震	6.4	大阪府八尾市 八尾空港付近	<p>東大阪市区全体の被害状況は不明であるが、一部以下のとおり</p> <p>死者9 家屋全半壊148 地面の亀裂や噴砂・湧水現象も見られた。</p>
1944年 12月7日 東南海地震	7.9	熊野灘沖	<p>静岡・愛知・三重など合わせて死者・不明1,223人、負傷者2,864人、家屋全壊17,599、半壊36,520、流失3,129、このほか長野県諏訪盆地でも家屋全壊12などの被害があった。津波が各地に襲来し、波高は熊野灘沿岸で6～8m、遠州灘沿岸で1～2mであった。</p>
1946年 12月21日 南海地震	8.0	紀伊半島沖	<p>被害は中部以西の日本各地にわたり、死者1,330人、負傷者2,632人、家屋全壊11591、半壊23,487、流失1,451、焼失2,598。津波が静岡県より九州に至る。</p> <p>海岸に襲来し、高知・三重・徳島沿岸で4～6mに達した。室戸で1.27m、潮岬で0.7m 土地が隆起、高知県須崎・甲浦で約1m沈下、高知付近で田園15k m<sup>2</sup>が海面下に没した。</p>

※上記は東大阪市文化財協会概報集1996年度(1)Ⅶ水走遺跡第10次発掘調査報告、布施市史第二巻、東大阪市史 近代Ⅰをまとめたもの。そのため、数値等の記述に確証はなく、当時の状況を示すあくまで「参考」として記載するもの。

年月日	マグニチュード	震央	被害状況他
<p>1995年 (平成7年) 1月17日</p> <p>阪神淡路大 震災</p>	<p>7.3</p>	<p>淡路島</p>	<p>震度7の都市直下型地震 5時46分発生。                  人的被害は死者6,434名(うち大阪府31名)、行方不明者3名、負傷者43,792名に達し、死因の約9割は、家屋、家具類の倒壊による圧死とされる。                  住家被害は全壊104,906棟(うち大阪府895棟)、半壊144,274棟(うち大阪府7,221棟)、一部損壊390,506棟(うち大阪府87,879棟)。                  都市施設においては、港湾埠頭の沈下や、鉄道高架橋や高速自動車道路等の倒壊・落橋等が発生。                  またライフラインでは、水道断水約130万戸(うち大阪府約2万2千戸)、下水道で8処理場の処理能力に影響が生じ、工業用水道で最大時に289社の受水企業の断水、地震直後、停電約260万戸(うち大阪府大阪市、豊中市等の一部で停電)、都市ガス供給停止約86万戸(うち大阪府大阪市、豊中市等の一部で停止)、電話不通約30万回線超え(うち大阪府は回線輻輳によりかかりにくい状況)の障害が発生した。                  さらに火災285件832,151㎡(うち大阪府32件2,492㎡)であった。                  東大阪市は震度4。</p>
<p>2018年 (平成30年) 6月18日</p> <p>大阪府北部 地震</p>	<p>6.1</p>	<p>大阪府北部高槻市周辺 深さ13km (暫定値)</p>	<p>大阪市北区、高槻市、枚方市、箕面市 震度6弱。                  死者数6、全壊21、半壊454、一部損壊56,873棟。                  (2019.2.12 総務省消防庁応急対策室 第31報)</p> <p>1 日時                  (1) 検知時刻(最初に地震を検知した時刻)                  平成30年6月18日 07時58分                  (2) 発生時刻(地震が発生した時刻)                  平成30年6月18日 07時58分                  ※地震検知から3.2秒後の7時58分41.9秒に緊急地震速報(警報)発表【気象庁】                  →気象庁による緊急地震速報発表を受けて、7時59分に防災行政無線屋外スピーカー斉放送開始</p> <p>2 東大阪市 震度4                  上述の地震(6月18日7時58分)以降の本市の余震は次のとおり                  6月19日00時31分 震度1                  6月19日04時53分 震度1                  6月19日07時52分 震度1</p> <p>3 被害状況等とりまとめ                  (1) 人的被害 軽症 2件                  自宅内の落下物で男性頭部負傷                  自宅内で女性が転倒                  (2) 物的被害等                  ・庁舎被害 東部環境事業所にひび割れ発生他</p>



## 第2章 東大阪市の特性

			<ul style="list-style-type: none"><li>・危機管理室への問合せ 外壁等損傷、水道管破損（水漏れ）、電柱被害</li></ul> <p>(3)道路・交通機関等</p> <p><b>【6月18日】</b></p> <p>第二阪奈上下通行止め 市内全車両電車運行停止 等</p>
--	--	--	--

※上記は、国・府資料及び本市作成資料を参考に記載するもの。

## 2. 風水害

年月日	被害状況等
1867年(明治元年)の水害	<p>4月下旬から降り続けた雨は5月10日を過ぎてもやまず、11日には豪雨となった。長雨のため、すでに水量が飽和状態にあった各河川は、この豪雨でさらに水かさを増し、12日の夜からは堤防の決壊が心配されるほどになった。</p> <p>13日の夜に至り、まず大和川大和橋の上流右岸が決壊して、民家30戸が消失。</p> <p>14日には、淀川の水量も4mを超え、各所で堤防が決壊。</p> <p>東大阪市域においては、低地の田畑がことごとく冠水し、農作物の収穫が激減するなど、洪水による被害は大きかった。</p>
1885年(明治18年)の水害	<p>6月から降雨が続き、同10日頃から数日間日和が続いたものの、15日午前8時頃から17日午後10時30分頃にかけて連続の大雨となり、大阪測候所の発表によれば、この間の総雨量が184mmになり、淀川の水位の上昇で、枚方堤防の決壊により、東大阪市域でも若江・渋川郡などの諸村に水があふれ、低地の人家は軒を没した。</p> <p>さらにこの後6月29日に強風を伴った豪雨に見舞われ、府内の被害は甚大で、まれに見る大水害となった。東大阪市域の村々は、松原村の上手にあたる恩智川堤防の決壊口から北へ流れ出た水と、寝屋川徳庵堤の決壊口から南へ流れ出た水が合流し、南方へ押し寄せるにおよんで浸水した。</p>
1892年(明治25年)9月13日の台風	<p>紀伊水道から海南付近に上陸。ほぼ北東に進み、東大阪市を通過。のち琵琶湖を掠め、若狭湾海上に抜けた。</p> <p>枚岡市域(現東大阪市)でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等に大被害をおよぼしている。</p>
1893年(明治26年)8月18日の台風	<p>紀伊水道から御坊に初上陸。ほぼ北東に直進した。</p> <p>枚岡市域(現東大阪市)でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等に大被害をおよぼしている。</p>
1896年(明治29年)の水害	<p>7月19日から降り続けた雨が20日には豪雨となり、21日午後1時には、淀川の水量が1丈2尺9寸(約3.9m)に達した。</p> <p>また大和川も増水し、その支流である東大阪市を流れる「恩智川・長瀬川・玉串川等もそれぞれ出水して付近の田畑に浸水し、市域の低地部もほとんど浸水した。</p> <p>8月20日過ぎには、各河川の水位がほとんど平常と変わらなくなったが、8月29日の早朝から雨がまた降り出し、翌朝には風も加わり、夜には暴風雨となった。そして、31日午前4時には淀川の水量が1丈4尺2寸(約4.3m)となった。雨は以後も降り続け、9月6日には大洪水となり、堤防や橋の多くが破壊された。「大阪朝日新聞 M29.9.13」によると、東大阪市域は「鴻池樋管切れ、北口村・東六郷村一面湖水の如き有様」とあり、この地域の田畑の中には、浸水日数が20日以上にもおよんだところがあったという。</p>

第2章 東大阪市の特性

<p>1896年(明治29年) 8月30日の台風</p>	<p>潮岬に初上陸。ほぼ北北西双曲線を描きつつ進み、枚岡市域（現東大阪市）付近を通過。のち若狭湾海上に抜けた。 この時の降雨は時間強度及び連続雨量の双方とも非常に大きいものであった。 暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1896年(明治29年) 9月11日の台風</p>	<p>明治25年の台風の進路とほぼ同様。（紀伊水道から海南付近に上陸。ほぼ北東に進み、枚岡市域（現東大阪市）を通過。のち琵琶湖を掠め、若狭湾海上に抜けた。） 暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1903年(明治36年)の 水害</p>	<p>7月8日から26日まで雨が降り続いたため、各地で床上約1mまで浸水したところがあり、農作物にも大きな被害があった。</p>
<p>1904年(明治37年) 7月9日の台風</p>	<p>紀伊水道から御坊付近に初上陸。ほぼ北北東に進行。 枚岡市域（現東大阪市）でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1905年(明治38年)の 水害</p>	<p>東大阪市域は部分的ではあるが、しばしば水害に見舞われた。</p>
<p>1910年(明治43年) 9月9日の台風</p>	<p>和歌山に上陸。紀ノ川に沿って進み、のち伊勢湾海上に抜けた。 枚岡市域（現東大阪市）でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1911年(明治44年)の 水害</p>	<p>東大阪市域は部分的ではあるが、しばしば水害に見舞われた。</p>
<p>1918年(大正7年) 8月30日の台風</p>	<p>西宮市に上陸。琵琶湖を通り、ほぼ北北東に進んだ。 枚岡市域（現東大阪市）でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1921(大正10年) 9月25日の台風</p>	<p>紀伊の日置川に初上陸。ほぼ北進した。 枚岡市域（現東大阪市）でも暴風雨が強く河川水路・公共施設・住家等到大被害をおよぼした。</p>
<p>1930(昭和5年) 7月31日の豪雨</p>	<p>7月31日、8月1日の2日間に多量の降水量を記録した。枚岡市域（現東大阪市）でも堤防決壊・田畑浸水・山林崩壊等の被害を蒙った。</p>

## 第2章 東大阪市の特性

<p>1934年(昭和9年) 9月21日 室戸台風</p>	<p>6時半頃から暴風雨となり、午前8時頃もっとも烈しく、南西の烈風、のち南東の烈風となった。 台風は午前5時10分、室戸岬で911.9ミリバールの最低気圧、世界記録を作った有名な台風であるが、当地でも中心気圧は非常に低く、水銀柱720ミリ程度(河内市今米 某氏談)に降下した。 枚岡市域(現東大阪市)でも平均風速はほぼ40m/秒に達し窓を開けてあった家屋のほとんどは被害を蒙り、とくに南東烈風時に屋根瓦・板塀・煙突等が倒れ、柿その他農作物の過半が落実した。しかし降水量は左程多い方でなかったためこの点では大した被害は出なかった。</p>
<p>1944年(昭和19年) 8月7日の台風</p>	<p>芦屋に上陸。北北東に進み、若狭湾に抜けた。</p>
<p>1947年(昭和22年) 7月9日の台風</p>	<p>淡路島西南部を通り、大阪に上陸。特に南西の烈風強く、枚岡市域(現東大阪市)でもこのための被害を蒙る。</p>
<p>1950年(昭和25年) 9月3日 ジェーン台風</p>	<p>中心示度955ミリバール、淡路島南東部を通り、神戸市垂水町付近に上陸。北北東に進み、若狭湾に抜けた。通過平均時速は50km。 大阪では、瞬間最大風速は44.7m/秒、雨量はほぼ70mmを示した。枚岡市域(現東大阪市)でも特に樹木の折損を始め、山林の被害が大であった。</p>
<p>1951年(昭和26年) 7月2日 ケイト台風</p>	<p>兵庫県明石に上陸。雨量90mm、最大瞬間風速12.4m/秒、南西風通過、時速平均40kmを算した。</p>
<p>1952年(昭和27年) 6月23日 ダイナ台風</p>	<p>中心示度970ミリバール、最大風速は13.5m/秒、北東風向、通過時速平均50km東北東、雨量はほぼ120mmで浸水の被害が相当あった。</p>
<p>1953年(昭和28年) 9月25日 テス台風</p>	<p>風よりも雨多く、雨量は225mmを示し、浸水、田畑冠水、がけ崩れ等の被害があった。</p>
<p>1957年(昭和32年) 6月26日～27日 台風5号</p>	<p>未曾有と聞く豪雨により、次の被害があった。枚岡市域(現東大阪市)では、全壊家屋4、半壊8、床上浸水339、恩智川堤防決壊数ヶ所、がけ崩れ2、田畑冠水350、近鉄線路流失1、なお両日の降水量はほぼ250mmであった。  (「東大阪水害」 大阪府資料より 24時間雨量311.2mm(八尾)、最大時間雨量62.9mm/h(八尾)。 東大阪市等において洪水水害及び生駒山系の土砂災害など甚大な被害が発生した。)</p>

<p>1961年(昭和36年) 9月16日 台風18号</p> <p>第2室戸台風</p>	<p>人的被害をはじめとして河川水路や公共施設及び住家等に次の被害をおよぼした。枚岡市域（現東大阪市）では、人的被害、死者1・重軽傷104・計105人、全壊家屋121同工場48・その他41・計210戸、半壊合計315戸、中破以下合計5260戸、農作物関係総被害面積544ha・床上浸水339・恩智川堤防決壊数ヶ所・がけ崩れ2・田畑冠水350・近鉄線路流失1・林業関係樹齢20年以上倒折損被害総面積500ha、畜産施設被害件数207件である。</p> <p>第1室戸台風より平均風速も大きくほぼ50m/秒を示した。午前11時頃から暴風雨となり、午後3時ないし4時頃に最も烈しくなり、南西、南の烈風。のち南東、東の烈風。のち南東、東の烈風となり、その頃最も被害が大きかった。</p>
---	---

※上記は、枚岡市史第2巻別編（昭和40年3月10日発行）第1編第2章天文・気象 3自然の災害及び、東大阪市史近代I（昭和48年3月31日発行）第9章災害とその対策 第1節明治期の災害 1水害 他をまとめた。そのため、数値等の記述に確証はなく、当時の状況を示すあくまで「参考」として記載するもの。

年月日	被害状況等
<p>1995年(平成7年) 7月2日～7月6日 7月豪雨</p>	<p>総雨量 355.0mm(田原)、最大時間雨量 226.0mm/24hr(関谷橋) 時間最大雨量 67.0/24hr(関谷橋) ※ ( ) は観測所 一般被害 床下浸水 3,668戸、床上浸水 69戸 主な被災地 大阪市、東大阪市、八尾市</p>
<p>1999年(平成11年) 8月9日～8月11日 8月豪雨</p>	<p>総雨量 246.0mm(田原)、最大時間雨量 245.0mm/24hr(田原) 時間最大雨量 69.0/24hr(田原) ※ ( ) は観測所 一般被害 床下浸水 3,126戸、床上浸水 330戸 主な被災地 大阪市、東大阪市、八尾市</p>
<p>2013年(平成25年) 9月15日～16日 台風18号</p>	<p>1 警報発表日時</p> <p>(1) 9月15日14時28分 大雨・洪水・強風注意報発表 (2) 9月15日18時23分 大雨警報【土砂災害】発表 (3) 9月15日23時17分 大雨警報【土砂災害、浸水害】・洪水警報発表 (4) 9月15日23時46分 土砂災害警戒準備情報発表 (5) 9月16日04時00分 暴風警報発表 (6) 9月16日05時14分 土砂災害警戒情報発表 (7) 9月16日11時21分 強風注意報発表(警報から切替) (8) 9月16日14時16分 洪水警報解除 (9) 9月16日14時19分 土砂災害警戒情報解除 (10) 9月16日16時29分 大雨警報解除</p> <p>避難勧告等【災害対策基本法第60条】</p>

	<p>(1) 避難勧告発令 9月16日 6時15分</p> <p>(2) 対象地域 善根寺町1丁目・6丁目、池之端町、日下町1丁目・8丁目、東石切町3丁目・4丁目・6丁目、上石切町1丁目・2丁目、山手町、東豊浦町、出雲井本町、出雲井町、五条町、客坊町、上四条町、上六万寺町</p> <p>(3) 対象世帯数及び人口（対象地域合計） 10,184世帯、23,891人</p> <p>(4) 開設避難所 孔舎衛東小学校、石切東小学校、枚岡東小学校、縄手東小学校 上四条小学校</p> <p>4 主な被害状況等</p> <p>(1) 寝屋川の増水に伴い、恩智川と第二寝屋川の水位も上昇したが、毛馬揚水場のポンプを稼働させた結果、水位は低下した。</p> <p>(2) 善根寺町6丁目10番地 阪奈道路大阪行き車線の東側山ろくが崩落、土砂が阪奈道路を越えて善根寺町6丁目9番地まで流出し、民家3件に被害が発生する。</p> <p>(3) 国道308号線の暗峠区間通行止め。（降雨による通行止め、土砂崩落等なし。）八尾土木が規制、近鉄奈良線ガード付近から規制を行っている。崩土等によるものではなく、降雨量が多いため一般車両の通行を規制したもの。緊急車両は通行可能</p> <p>(4) 上四条町29番地東側、溜池が増水したが越水に至らず。消防局及び土木部で土嚢を搬送して対処する。現在は危険なし。</p> <p>(5) 枚岡公園の法面が崩れる。人的被害なし。</p>
<p>2017年(平成29年) 10月21日～22日  台風21号</p>	<p>1 警報発表日時 平成29年10月21日～10月22日</p> <p>16時17分 大雨・強風注意報 9時30分 洪水注意報（注意報から切替） 12時30分 大雨警報【土砂災害、浸水害】 洪水警報 暴風警報（注意報から切替） 12時47分 土砂災害警戒準備情報 18時45分 土砂災害警戒情報</p> <p>2 避難情報 平成29年10月22日 15時00分 避難準備・高齢者等避難開始 19時05分 避難勧告 21時02分 避難指示（緊急）</p> <p>3 主な被害状況等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人的被害 なし</li> <li>・物的被害</li> </ul> <p>(1) 山手町12-5、長尾溪の右岸で石垣が5m程度崩壊</p> <p>(2) 阪奈道路下り線（大阪行き）三六カーブ付近（善根寺町6丁目）土砂崩れにより堆積した土砂に突っ込んだ車2台が玉突き事故</p> <p>(3) 土砂20立米程度 民家被害なし 負傷者なし。土砂崩れに気づいて停車した車両に後続車が追突したもの。車両2台による衝突事故、道路は完全に土砂で埋まっており通行不可。</p> <p>(4) 阪奈道路通行止め。</p>

<p>2018年(平成30年) 9月4日～5日  台風21号</p>	<p>台風の接近・通過に伴って、特に四国や近畿地方では、猛烈な風が吹き、猛烈な雨が降ったほか、顕著な高潮となったところがあった。</p> <p>風については、高知県室戸市室戸岬では最大風速48.2m、最大瞬間風速55.3m、大阪府田尻町関空島（関西空港）では最大風速46.5m、最大瞬間風速58.1mとなるなど四国地方や近畿地方では猛烈な風を観測し、観測史上第1位となったところがあった。また、四国や近畿地方では海は猛烈なしけとなった。</p> <p>雨については、9月3日から9月5日までの総降水量が四国地方や近畿地方、東海地方で300mmを超えたところや9月の月降水量平年値を超えたところがあった。</p> <p>これら暴風や高潮の影響で、関西国際空港の滑走路の浸水をはじめとして、航空機や船舶の欠航、鉄道の運休等の交通障害、断水や停電、電話の不通等ライフラインへの被害が発生した。</p> <p>1 警報発表日時 平成30年 9月 4日～5日  4時56分 大雨・雷注意報・暴風警報発表  6時30分 大雨警報【浸水害】（注意報から切替）発表  11時49分 洪水注意報発表  14時7分 洪水警報（注意報から切替）発表  17時58分 大雨・洪水・強風注意報（警報から切替）発表  4時6分 洪水・強風・雷注意報解除</p> <p>10時10分 大雨注意報解除</p> <p>2 避難情報  9時00分 避難準備・高齢者等避難開始発令  18時53分 避難準備・高齢者等避難開始解除</p> <p>3 避難所開設状況  開設避難所：市立小中学校（76校）と教育センター</p> <p>4 被害状況等とりまとめ  ・人的被害 負傷者21名</p>
--	--

※ 上記は、消防白書、気象庁・大阪府等の資料及び本市記録を参考にまとめたもの。

## 第3章 基本的な方針

### 第1 実現すべき将来の都市像

つくる・つながる・ひびきあうー感動創造都市 東大阪ー

本市は、技術力と想像力あふれるモノづくり企業が多く集積する、日本でも有数の「モノづくりのまち」であるとともに、全国的にその名が知られる花園ラグビー場を有し、ラグビーの持つ「力強さ・たくましさ」「連帯性・団結力」「友情・すがすがしさ」というイメージを生かした「ラグビーのまち」として、その個性を最大限に生かした魅力あふれるまちづくりを推進している。

まちづくりに携わる市民や事業者など様々な主体がその活動を通じてつながり、また、本市の基盤産業であるモノづくりは、その熱意と技術力で世界へとつながる。さらに、市内外へ結ぶ道路や鉄道が発達し、周辺都市だけでなく広域的に多くの人やモノとつながる。このようにまちを構成する全ての主体がそれぞれの活動を通じてつながり、ひびきあいながら、今後の東大阪市の将来を形づくっていく。

自然災害への対応においても、市民・事業者・行政が連携して「自助」・「共助」・「公助」のそれぞれの役割を果たし、東大阪市の携わる全ての人の力で致命的な被害を負わないだけの「強さ」と、被災後も地域活動や経済活動が可能な限り速やかに回復し、成長を持続することができるだけの「しなやかさ」をあわせもつことが重要である。

このことから、実現すべき将来の都市像は、本市第3次総合計画基本構想と整合し、「感動創造都市」の実現をめざす。

### 第2 基本的な考え方

大規模自然災害等に備え、あらゆるリスクを見据えつつ、強くしなやかな行政機能や地域社会、地域経済をつくりあげるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する各種施策を総合的・計画的に推進する。

### 第3 計画の性格

国土強靱化地域計画は、基本法第13条において、国土強靱化に係る市町村の他の計画の指針となることが規定されている。

本計画は、事前防災・減災対策による被害抑止・被害軽減、及び災害発生後の適切な対応と迅速な復旧・復興を図るレジリエンスの観点において、本市の様々な分野の計画等の施策推進の指針となる性格を有し、まちづくり政策・経済政策も含めた総合的な計画として策定する。

このため本計画における各種施策の適切な推進を図るため、既存の各種個別計画等の見



直しや新たな個別計画等の策定を求める。

## 第4 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要機能が致命的障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

## 第5 事前に備えるべき8つの目標（カテゴリー）

- (1) 人命の保護が最大限図られる。
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われる。（それがなされない場合の必要な対応を含む。）
- (3) 必要不可欠な行政機能を確保する。
- (4) 必要不可欠な情報通信機能を確保する。
- (5) 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない。
- (6) 生活・経済活動に必要な最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る。
- (7) 制御不能な二次災害を発生させない。
- (8) 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する。

## 第6 施策推進にかかる基本方針

「事前に備えるべき8つの目標（カテゴリー）」に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を想定し、これをもとに本市の脆弱性を勘案し克服すべき課題解決のため、下記の項目を念頭に、短期的な視野に偏らず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野をもって施策を推進する。

### 1. 効果的・効率的な施策推進

施設整備・耐震化、代替施設の確保等のハード対策のみでなく、訓練・防災教育等のソフト対策について、災害リスクや本市の状況に応じた適切な組み合わせに留意し、効果的に施策を推進する。

### 2. 「自助」、「共助」、「公助」の組み合わせ

市、民間事業者、市民が常に「自助」「共助」「公助」の役割分担を意識しつつ、各々が連携・協力のもと、主体的に行動することを施策推進の基礎とする。

### 3. 平時における利活用

非常時に効果を発揮するとともに、平時からの利活用や経済活動にも資する取組みを推進することにより社会資源の整備にもつながるものである。

## 第7 施策の推進

### 1. 関連する個別計画等を踏まえた進捗管理と施策の推進

計画に基づく対応方策を計画的・効果的に推進するために、それぞれの施策が関連付けられる個別計画等のもと、各担当部局において対応施策の進捗管理を実施する。

### 2. PDCAサイクルによる計画の推進

対応方策の進捗状況について、上記1の各部局における進捗管理を集約するとともに、適宜、重要業績指標（KPI）に基づいて目標達成度の総括的評価を行い、PDCAサイクルを通じた計画の見直し・改善を実施する。

また社会・経済情勢等を考慮し、今後本市のレジリエンスに資するための新たな施策推進の必要が生じた場合には、計画内容の見直しを行うなど、適切に計画推進を図る。

## 第4章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）と 施策分野の設定

### 第1 自然災害の想定

本計画において対象とする災害（リスク）は、大規模自然災害のうち、地震、風水害（台風、豪雨等）及び土砂災害を想定する。

### 第2 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

第3章で設定した基本目標のもと、事前に備えるべき8つの目標（カテゴリー）に基づき、その妨げとなるリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）について、第2章に記載した本市の特性を踏まえ、以下の表のとおり61項目のリスクシナリオを設定する。

事前に備えるべき8つの目標	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 人命の保護が最大限図られる	1-1	建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
	1-5	避難路における通行不能
	1-6	広域の河川氾濫等に起因する浸水による死傷者の発生
	1-7	豪雨や大地震に伴う大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-8	防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-9	地震により道路網寸断及び消火栓使用不能のため、火災が延焼拡大し死傷者が発生
	1-10	事態把握の遅れ等による死傷者の発生

<p style="text-align: center;"><b>2</b> 救助・救急、医療活動が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)</p>	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	多数の帰宅困難者の発生
	2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	災害救助における活動拠点、資機材等の不足
	2-8	緊急輸送路等の途絶により救急・救命活動や支援物資の輸送ができない事態
	2-9	多数の災害関連死の発生
	2-10	救助・捜索活動が大量に発生し、遅延する事態
<p style="text-align: center;"><b>3</b> 必要不可欠な行政機能を確保する</p>	3-1	市役所職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	3-2	災害時における市立東大阪医療センター等病院施設の浸水・倒壊等による医療機能の大幅な低下や停止
	3-3	被災者へのきめ細かな支援の不足による心身の健康被害の発生
	3-4	防災関係機関や民間企業と連携がとれず災害対策が麻痺
	3-5	甚大な被害を受けた近隣の市町村との相互応援体制が麻痺
<p style="text-align: center;"><b>4</b> 必要不可欠な情報通信機能を確保する</p>	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	防災行政無線施設の損壊による情報提供機能の長期停止
	4-4	情報通信の長期停止による災害情報が伝達できない事態

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">5 経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない</p>	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下（サプライチェーンの寸断等による地元企業の生産力低下により後年度にわたり取引が回復しない事態）
	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
	5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
	5-4	金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-5	食料等の安定供給の停滞
	5-6	事業活動が再開できないことによる雇用状況の悪化や経済の停滞
	5-7	観光業、商工業等あらゆる産業の被害拡大と産業の停滞
	5-8	物流機能等の大幅な低下
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">6 生活・経済活動に必要最低限の電気・ガス・上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る</p>	6-1	上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-2	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
	6-4	異常湧水等により用水の供給の途絶
	6-5	避難所の機能不足等により避難者の生活に支障が出る事態
	6-6	防災拠点、避難場所等（公共施設）における長期間にわたる電気、ガス、燃料の供給停止
	6-7	ライフライン（電気、情報通信、燃料等）の長期にわたる機能停止
	6-8	農業用水の長期間にわたる機能停止

<b>7</b> 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物等倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
	7-3	ため池、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	7-4	有害物質の大規模拡散・流出
	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	7-6	避難所等における環境の悪化（エコノミー症候群や精神的な苦痛）
	7-7	住宅供給困難な状態が継続することによる長期にわたる避難所生活
	7-8	原子力発電所の事故による放射性物質の放出
	7-9	消火力低下等により、大規模延焼が発生する事態
<b>8</b> 整備する 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-5	被災者の住居や職の確保等の遅延による生活再建が大幅に遅れる事態
	8-6	所有者不明・不存在の空き家の増加等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-7	文化の魅力あふれるまちの復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 第3 施策分野の設定

脆弱性評価の実施にあたっては、「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を回避するために必要な施策分野として下記の7分野を設定する。

- (1) 行政機能
- (2) 消防
- (3) 教育・文化・協働
- (4) 産業・雇用
- (5) 保健医療・福祉・環境
- (6) 都市・交通・住宅・治山治水
- (7) 給水

## 第5章 脆弱性の分析・評価

### 第1 マトリクスの作成

脆弱性の分析・評価に係る一貫性、効率性を確保する観点から、縦軸に61の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」、横軸に7つの施策分野を設けたマトリクスを作成し、それぞれの施策分野が交差する要素ごとに、各部局における既存施策、具体の事業・取組みを当てはめた。

#### 1. リスクシナリオに対応する既存施策

第4章で設定したリスクシナリオに対応する既存施策について全庁的な洗い出しを行った。

施策分野別にリスクシナリオに対応する既存施策の「有無」を示すマトリクス表及び、施策分野別にリスクシナリオに対応する既存施策を当てはめて作成したマトリクス表は、以下のとおりである。

##### 資料1

「リスクシナリオに対応する既存施策」参照

#### 2. 既存施策の分野別整理

上記1「リスクシナリオに対応する既存施策」（資料1）の補足資料として、各リスクシナリオに対応する既存施策及び具体の事業・取組の重複（＝「再掲」）を整理し、施策分野ごとに実施部局を示す表は、以下のとおりである。

##### 資料2

「リスクシナリオに対応する既存施策（分野別整理）」参照

### 第2 脆弱性の分析・評価

#### （リスクシナリオを回避するための既存プログラムの評価）

マトリクス表をもとに、各リスクシナリオに対応する複数の施策を「リスクシナリオを回避するための既存プログラム」として分析・評価した。

分析・評価にあたっては、各プログラムを構成する個別施策の達成度や進捗状況の調査、課題の整理を行うとともに、本市における災害想定やこれまでの教訓を踏まえ、プログラムごとに行った。脆弱性の分析・評価の結果は、以下のとおりである。

別表1 「脆弱性の分析・評価」参照



## 第6章 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）への対応方策

### 第1 リスクシナリオへの対応方策

#### 1. 脆弱性の評価を踏まえて推進する施策

脆弱性の評価を踏まえて、既存施策に新たに必要な施策等を追加するなど、今後本市がリスクシナリオに対応して推進する施策、事業・取組みについてリスクシナリオ別に以下に示す。

別表2

「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策」参照

#### 2. 脆弱性の評価を踏まえて推進する施策の全体状況

脆弱性の評価を踏まえ、今後本市が推進する施策について、リスクシナリオを縦軸に施策分野を横軸に示した全体状況は以下のとおりである。

別表3

「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策の全体状況」参照

#### 3. 脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）

脆弱性の評価を踏まえ、今後本市が推進する施策（別表2）の補足資料として、各リスクシナリオに対応する施策及び具体の事業・取組の重複（＝「再掲」）を整理し、施策分野ごとに実施部局を示す表は、以下のとおりである。

別表4

「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）」参照

### 第2 重点施策

#### 1. 重点施策

直面するリスクに対して最悪の事態を回避することが可能となるよう重要性、緊急度、回避できなかった場合の影響の大きさ等を考慮して、上記第1に示す全ての施策を重点施策とする。

## 2. 関係府省庁所管交付金・補助金における「重点化」に関する施策・事業

国では、令和元年8月2日、国土強靱化の推進に関する関係府省庁連絡会議を開催し、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）に基づき地方公共団体が実施する補助金・交付金事業に対して、予算の「重点化」「見える化」「地方負担軽減」をすることにより、地域の国土強靱化の取組を一層促進する等の趣旨の申し合わせを行った。

申し合わせによる関係府省庁の対応は、令和2年度は地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業に対し、これまでの「一定程度配慮」を更に「重点配分」「優先採択」等「重点化」が図られた。また、令和3年度は「重点化」の支援を着実に実施し、令和4年度以降は地域計画に基づき実施される取組又は明記された事業であることを交付要件とする「要件化」を導入し、地域計画に明記された事業に対し、「重点配分」「優先採択」等を重点化することとされた。

上記第1に示す「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策」（別表2）又は「脆弱性の評価を踏まえて推進する施策（分野別整理）」（別表4）に掲げる施策・事業のうち、関係府省庁所管交付金・補助金における「重点化」に関する施策・事業は以下のとおりである。

### 別表 5

「関係府省庁所管交付金・補助金における「重点化」に関する施策・事業」参照

## 第7章 重要業績指標（KPI）の設定

国土強靱化は、強靱な地域づくりであり、長期的な視野をもつことが重要であるが、他方、大規模自然災害等はいつ起こるかわからない。このことから、長期的な視野を持ちつつも、分野ごとの成果を見る短期的な視野を持ちながら、施策・事業の実施及び本計画の進捗管理のため、重要業績指標（KPI）を設定する。

本計画は、重要業績指標（KPI）の検証に基づき、PDCAサイクルを通じて、随時見直しを行う。

別表 6

「重要業績指標（KPI）」参照

